

内容	東京都	愛知県	国立市	大阪市	三重県	川崎市	条例の概要
相談		○	○		○	○	【愛知県】県は、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行う。 【国立市】しょうがいしゃへの差別に該当すると思われる事案について、市に相談することができる。 【三重県】県は、不当な差別い関する相談に応じなければならない。 【川崎市】市は、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行う。
助言、あっせん			○		○		【国立市】市長に対し、助言又はあっせんを行うよう<u>申し立てることができる</u>。 市長は、国立市しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会の答申に基づき助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、<u>助言又はあっせんを行う</u>ものとする。 【三重県】知事に対し、助言、説示又はあっせんを行うべき旨を<u>申し立てることができる</u>。 知事は、申立てがあったときは、<u>助言、説示又はあっせんを行う</u>。
勧告			○		○ 法的拘束力のない行政指導	○ 法的拘束力のない行政指導	【国立市】市長は、助言又はあっせんに従うよう<u>勧告することができる</u>。 【三重県】知事は、不当な差別に該当する行為をした社が助言、説示又はあっせんに従わないときは、必要な措置をとるよう<u>勧告することができる</u>。 【川崎市】市長は、再び本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行われる明らかなおそれがあると認めるに足る十分な理由があるときは、地域を定めて、6月間、同一理由差別的言動を行わせてはなわない旨を<u>勧告することができる</u>。
命令						○ 行政処分	【川崎市】市長は、勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行われる明らかなおそれがあると認めるに足る十分な理由があるときは、地域を定めて、6月間、同一理由差別的言動を行わせてはならない旨を<u>命ずることができる</u>。
公表	○	○ 県民への周知、差別の解消	○	○ 行政処分ではない	○ 制裁的手段ではなく、解決に向けた情報提供	○ 市民への注意喚起 違反行為の抑止	【東京都】知事は、不当な差別的言動に該当すると認めるときは、表現活動の<u>概要等を公表する</u>。 【愛知県】知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動であると認めるときは、<u>概要を公表する</u>。 【国立市】市長は、助言又はあっせんに従わないときは、<u>その旨を公表することができる</u>。 【大阪市】市長は、ヘイトスピーチに該当すると認めるときは、<u>表現の内容の概要</u>及びその拡散を防止するためにとった措置並びに表現活動を行った者の<u>氏名又は名称を公表する</u>。 【三重県】知事は、助言、説示若しくはあっせん又は勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の<u>秘密を除いて、必要な事項を一般に公表する</u>。 【川崎市】市長は、命令に従わなかったときは、<u>公表することができる</u>。<u>（氏名、住所、内容等）</u>
罰則						○ 行政刑罰	【川崎市】市長の命令に違反した者は、<u>50万円以下の罰金に処する</u>。